

安心して学べる環境づくり
就学援助制度



シュウガク エンジョ

宮古島市教育委員会

しゅうがくえんじょ
就学援助とは・・・？

学校教育法にもとづいて、小・中学校のお子さんがある家庭に学用品費や校外活動費などを援助する制度です。

宮古島市公式ホームページでも援助内容や申請書が確認できます！
「宮古島市 就学援助」で検索🔍

認定基準が上がりました！これまで非認定だった世帯も認定になる可能性があります。
申請したことない方 非認定だった方 悩んでいる方 ぜひ申請してみませんか？
※ 昨年度 認定だった世帯も今年度 援助を受ける場合は申請が必要です。

援助を受けることができる方

宮古島市立の小・中学校にお子さんがある家庭であれば申請できます。
申請後に以下の通り審査を行い、認定された世帯は援助を受けることができます。

- ① 世帯の人数、年齢で認定基準額を算定（★以下の表が目安基準額です★）
- ② 令和7年の所得をもとに審査し、基準額以下の場合に認定され援助を受けられます。

世帯人数	家族構成（例）	総所得額（目安）
5人	父（45）・母（42）・中学生1人・小学生2人	355万円程度
4人	父（42）・母（39）・中学生1人・小学生1人	319万円程度
3人	父（39）・母（38）・小学生1人	264万円程度
2人	母（41）・小学生1人	217万円程度

あくまでも「目安」です。
世帯によって金額は変わります。

※所得は所得税法上の合算額から所得控除を引いたものを指します。
※18歳以上の世帯員全員の所得をもとに審査します。（別居・単身赴任など含む）
扶養に入っている人や学生等で収入がなくても所得の申告が必要です。

**⚠️ 18歳以上の方《平成20年12月31日までに生まれた方》で
まだ所得の申告をしていない方は、次の通り申告をお願いします ⚠️**

令和8年1月1日時点で

- 宮古島市に住民票がある・・・宮古島市役所1階の税務課で申告を行ってください。
- 宮古島市に住民票がない・・・転入前の市町村で申告し、「令和8年度所得課税証明書(全部事項証明書)」を宮古島市役所3階の学校教育課に提出してください。

提出期限・提出先

	申請期限	提出先	認定月	通知発送
当初申請	令和8年4月1日～5月29日（金） ※各学校の期限に従ってください	いずれかに提出 ●お子さんが通学している学校	4月認定	9月 発送予定
追加申請	毎月末日（土日祝に当たる場合は、その前の平日） 最終しめきり：令和8年12月末日	（小中どちらにもお子さんがいる場合は小学校） ●宮古島市役所3階 学校教育課	申請月の翌月	申請月の翌月予定

必要な申請書類や援助額については裏面を確認→

申請に必要な提出書類

★ 全員提出 ★

- ① **就学援助申請書**：各学校及び学校教育課、市公式ホームページにて配布されているもの
申請書の注意事項をご確認のうえ1世帯1枚提出してください。
- ② **住民票謄本**：続柄が記載されているもの（個人番号(マイナンバー)の記載不要）
- ③ **振込先が確認できる**：銀行名・支店名・口座番号・口座名義（カタカナまたはローマ字表記）が
通帳などのコピーわかるもの。（例）キャッシュカードやネット銀行のスクリーンショットなど

★ 該当者のみ提出 ★

- ④ **各種年金の証明書**：遺族・障害等各種年金を受給している方は提出
*令和7年中の受給金額がわかるはがきや通帳のコピーなど
- ⑤ **令和8年度所得課税証明書**：令和8年1月1日時点で、宮古島市に住民票がなかった方は提出
（令和7年分所得） 以前住んでいた市町村から取り寄せ（市町村により発行時期・手続が違います）
（所得課税証明書は6月30日までに提出。その他の提出書類は期限内に提出）

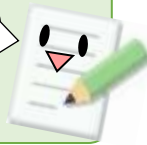
～留意事項～

※個人番号やクレジットカードのセキュリティコードは重要な個人情報です。

各自、黒塗りなどでかくして提出してください。

※18歳以上の世帯員に未申告者がいると申請書を提出していても審査できません。

書類の記入漏れや
用意忘れがないか
確認しよう！



援助内容

援助費目 (年額)	学用品費	通学 用品費	新入学 学用品費 ※4月認定 のみ	新入学 学用品費 (事前支給) ※認定世帯のみ 対象	校外活動費 (宿泊を伴うもの) ※小5、中1のみ	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)
対象学年						
小 1年生	11,420円		40,600円			実費(上限1,570円)
小 2～6年生	11,420円	2,230円		47,400円	実費(上限3,620円)	実費(上限1,570円)
中 1年生	22,320円		47,400円		実費(上限6,100円)	実費(上限2,270円)
中 2・3年生	22,320円	2,230円				実費(上限2,270円)
小学校入学前				40,600円		
支給時期	10・3月の 年2回に分けて 支給予定		10月に 支給予定	入学前の3月 に支給予定	校外活動実施後、 3月に支給予定	

*上記の支給額・支給時期については変更される場合もあります。

*新入学学用品費は当初認定者（4月1日認定者）のみの支給です。

*途中認定の場合は、申請月の翌月からの計算になるため、金額が変わります。

*学校に未納金がある場合は、保護者口座ではなく、学校口座に振り込むことがあります。



わからないことは
相談してみよう！

★お問い合わせ★

担 当：教育委員会 学校教育課 学務係
（宮古島市役所 総合庁舎3階）
T E L：0980-72-9959（代表）
F A X：0980-73-1976